

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会 地区社会福祉協議会設置規程

平成23年9月1日
規程第109号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が、少子高齢化、独居世帯の増加などの地域ごとの福祉課題に対し、住民主体の地域福祉活動によって解決を図るための推進組織として地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)を設置をするために必要な事項を定めるものとする。

(地区割及び名称)

第2条 地区社協における地区割及び名称は、以下のとおりとする。

- (1) 上富地区(上富一区、二区、三区)
- (2) 北永井地区(北永井一区、二区、三区)
- (3) 藤久保南地区(藤久保一区、四区)
- (4) 藤久保東地区(藤久保二区、三区)
- (5) 藤久保西地区(藤久保五区、六区)
- (6) 竹間沢・みよし台地区(竹間沢一区、みよし台一区)

2 地区社協の名称は、〇〇地区社会福祉協議会と称することを原則とする。

(事務局)

第3条 事務局を地区内に設置し、事務局長を置く。

2 事務局長は、会員の中から地区社協会長が選任し町社協会長が委嘱する。

(部会)

第4条 地区社協は、活動内容により必要に応じて部会を置くことができる。

(会員)

第5条 町社協の会員を地区社協の会員とする。

(役員)

第6条 地区社協の運営を行うため、以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名
- (5) 部会長 若干名

2 役員の内任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 地区社協の会長及び副会長は、町社協会長が委嘱を行う。

4 会計、監査、部会長は、地区社協を構成する福祉委員の互選により選出する。ただし、監査は福祉委員以外の有識者に依頼することができる。

5 任期中の退任にともない新たに就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
(福祉委員・福祉協力員)

第7条 会員の中から福祉委員及び福祉協力員を選出し、地区社協の業務にあたるものとする。ただし、事業所については、会員でなくても福祉協力員となることができる。

2 福祉委員は、原則として、各地区30名とする。

3 福祉協力員は、若干名とする。

4 福祉委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 福祉委員は、地区での課題の抽出をおこない課題解決のための活動を企画・立案をし、地域の福祉活動を行うものとする。

6 福祉協力員は、地区社協の行う福祉活動に対して理解をし協力の意思を持つ個人及び事業所とし、地域における特定の福祉活動を行う。

7 福祉委員及び福祉協力員の事業所は、地区社協会長が推薦し、町社協会長が委嘱を行う。

8 福祉委員、福祉協力員の募集・養成に関しては、地区社協が、町社協と連携して行う。

(活動)

第8条 地区社協の活動は、当該地区の福祉向上のために広く住民の意見を反映させこれにあたるものとする。

2 地区社協の活動はおおむね次のとおりとする。

(1) 地域の福祉を向上させ、地区社協の目的を達成するための諸事業

(2) 社会福祉協議会会員増強のための活動

(3) 共同募金活動への協力

(4) 事業についての町社協との連携・協議

(5) 資質向上のために町社協や他機関が行う研修への参加

(関係機関との連携)

第9条 地区社協の福祉委員は、民生委員・児童委員協議会、行政連絡区、自治会、ボランティア連絡会など地域の組織と連携をとりながら活動にあたるものとする。

(経費)

第10条 地区社協の運営に要する経費は、当該地区社協の会員が納入した会費の4割を上限とし配分をする。

2 当該地区社協実施の事業による収入及び当該地区社協に対する寄付金、雑収入等は、当該地区社協の収入とする。

(会費配分金の申請及び事業実績報告)

第11条 会費の配分申請を行う地区社協は、毎年12月末までに次年度に関する配分交付申請書(様式第1号)、事業実施計画書(様式第2号)、予算書(様式第3号)、組織名簿(様式第4号)を町社協に提出することとする。

2 配分は、申請に基づき町社協で内容を協議し決定する。

3 配分金の交付は、毎年度6月までに行う。

4 事業実施報告は、年度終了後1ヶ月以内に事業実施報告書(様式第5号)、決算書(様

式第6号)を町社協に提出することとする。

(会計)

第12条 会計は、支出内訳書(様式第7号)を作成し、適切に管理する。

2 地区社協が配分を受けた事業費の残金は、次年度に繰り越すことができる。

3 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(地区社会福祉協議会連絡会)

第13条 地区社協相互の連携及び情報交換のため、地区社会福祉協議会連絡会を設置する。

(規約)

第14条 地区社協は、当該地区社協の組織、活動、経費を明確にした規約を設置しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町社協会長が定める。

附則

1 この規程は、施行日から1年後までに、地域の実情に応じて見直すものとする。

2 この規程は、平成23年9月1日から施行する。

様式第1号

平成 年度 地区社会福祉協議会配分金交付申請書

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会
会長 様

〇〇地区社会福祉協議会
会 長

下記により、平成 年度地区社会福祉協議会配分金の交付を申請いたします。

記

1 配分金交付申請額

金 _____ 円

※最小単位を千円単位でお願いします。

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書 (様式第2号)
- (2) 予算書 (様式第3号)
- (3) 組織名簿 (様式第4号)

〇〇地区社会福祉協議会 予算書

収入

	金額	内容
配分金		
事業収入		
寄付金		
雑収入		
合計		

支出

	金額	内容
研修費		
消耗品費		
光熱水費		
燃料費		
通信運搬費		
保険料		
賃借料		
諸謝金		
旅費交通費		
印刷製本費		
広報費		
合計		

様式第4号(1)

〇〇地区社会福祉協議会 組織名簿

福祉委員

	役職等	所属	氏名	住所	連絡先	備考
1	会長					
2	副会長					
3	副会長					
4	会計					
5	監査					
6	監査					
7	部会長	会食会				
8	部会長	サロン				
9	部会長	新聞				
10	事務局長					
11	福祉委員					
12	福祉委員					
13	福祉委員					
14	福祉委員					
15	福祉委員					
16	福祉委員					
17	福祉委員					
18	福祉委員					
19	福祉委員					
20	福祉委員					
21	福祉委員					
22	福祉委員					
23	福祉委員					
24	福祉委員					
25	福祉委員					
26	福祉委員					
27	福祉委員					
28	福祉委員					
29	福祉委員					
30	福祉委員					
	福祉委員					
	福祉委員					

様式第4号(2)

〇〇地区社会福祉協議会 組織名簿

福祉協力委員

	所属部会	氏名	住所	連絡先	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

様式第5号

〇〇地区社会福祉協議会 事業実施報告書 No.〇

活動及び事業名:

	日付	時間	場所	活動・事業名	内容	参加人数	
						担い手	参加者
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合計							

様式第6号

〇〇地区社会福祉協議会 決算書

収入

	金額	予算額	内容
配分金			
事業収入			
寄付金			
雑収入			
合計			

支出

	金額	予算額	内容
研修費			
消耗品費			
光熱水費			
燃料費			
通信運搬費			
保険料			
賃借料			
諸謝金			
旅費交通費			
印刷製本費			
広報費			
合計			

